

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																				
<p>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月28日 17経教細則第7号</p> <p>第1条～第9条 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する専門職員のうち、雇用予定期間が6箇月以上である専門職員に支給することができる。</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の212、12月に支給する場合においては100分の232を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="194 861 808 1034"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 この細則は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 省略</p>	在 職 期 間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	<p>第1条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する専門職員のうち、雇用予定期間が6箇月以上である専門職員に支給することができる。</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の212、12月に支給する場合においては100分の232を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1048 861 1662 1034"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 第1条 この規程は、平成17年5月1日から施行する。 第2条 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同条同項中「100分の212」とあるのは「100分の192」とする。</u></p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	在 職 期 間	割 合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	
在 職 期 間	割 合																					
6箇月	100分の100																					
5箇月以上6箇月未満	100分の80																					
3箇月以上5箇月未満	100分の60																					
3箇月未満	100分の30																					
在 職 期 間	割 合																					
6箇月	100分の100																					
5箇月以上6箇月未満	100分の80																					
3箇月以上5箇月未満	100分の60																					
3箇月未満	100分の30																					

附 則(21細則第1号)

この規程は、平成21年6月16日から施行する。